様式第２（第６条関係）

※受理年月日	R8 年 9 月 29 日
※受理番号	32
※備考	

変　更　届　出　書

令和８年９月 29 日

岡　山　県　知　事　殿

株式会社エディオン　代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目１番 18 号

株式会社ニシナ　代表取締役 仁科 正己
岡山県倉敷市連島町連島 1990 番地

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　　コムプラザ総社東
所在地　　岡山県総社市井手字一本木 1264 番１ ほか

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社エディオン　代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目１番 18 号

株式会社仁科百貨店　代表取締役 仁科 正己
岡山県倉敷市水島東常盤町 10 番５号

（変更後）株式会社エディオン　代表取締役 久保 允誉
広島県広島市中区紙屋町二丁目１番 18 号

株式会社ニシナ　代表取締役 仁科 正己
岡山県倉敷市連島町連島 1990 番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙　小売業者一覧表参照
（変更後）別紙　小売業者一覧表参照

受付
分類記号：
-8,9,29
処理期限：　月　日

3　**変更の年月日**

別紙　小売業者一覧表参照

4　**変更する理由**

株式会社仁科百貨店が社名及び本社所在地の変更を行ったため。

なお、小売業者の住所・代表者変更が未届となっていたため、今回の変更と併せて手続きを行います。

別紙１

小売業者一覧表

（法第５条第１項第２号関係）

（変更前）

店舗名	小売業者名	代表者職・氏名	住所
エディオン総社店	株式会社エディオン	代表取締役 久保　允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
ニシナフードバスケット総社東店	株式会社仁科百貨店	代表取締役 仁科　正己	岡山県倉敷市水島東常盤町10番5号
Seria コムプラザ総社東店	株式会社セリア	代表取締役 河合　宏光	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
ザグザグ総社東店	株式会社ザグザグ	代表取締役 藤井　孝洋	岡山県岡山市中区清水369番地2

（変更後）

店舗名	小売業者名	代表者職・氏名	住所	変更年月日
エディオン総社店	株式会社エディオン	代表取締役 久保　允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	
ニシナフードバスケット総社東店	株式会社ニシナ	代表取締役 仁科　正己	岡山県倉敷市連島町連島1990番地	令和8年8月1日
Seria コムプラザ総社東店	株式会社セリア	代表取締役 河合　映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	平成26年6月24日
ザグザグ総社東店	株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2	平成29年2月26日